

# 土門 剛

土門 剛 どもん たけし



【プロフィール】  
1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

## 税金も払わぬ集落営農組織に補助金を出すな

織の多くが、払うべき税金を払っていない実態を暴いてみたい。

手がかりは、やはり千田課長のコメントだ。先月号でも紹介したが、決算書をベースにした調査資料の存否を筆者からたずねられた際の、この答えである。

「そういう決算書を参考にした調査までしておりません。いくつか現場から聞こえてくる部分では、赤字の組織もあるのだと思いますが、それを数字として把握するのは、私たちの仕事ではないと思います」

後段の発言部分は、「語るに落ちたな」と思った。取材で岩手県庁へ出かける前に、県が2004年に作成した「集落営農組織育成マニュアル」に目を通していた。千田課長が説明を終えた直後に、そのコピーを目の前に示し、「ここには、決算書の作成が必要である旨の記述が数カ所ある。そのような記述があるのなら、当然、各集落営農組織の決算書の概要についてあなたは把握しておくべきだよ」と追及すると、千田課長は思いもよらぬことを言い出し

前月号のお詫びから話を始めてみたい。岩手県農業会議の「集落営農組織の運営等に関するアンケート調査結果概要報告書」について、収支状況の説明について、筆者の記述に一部間違いがあった。

記事では、「損益状況についての記載がない」と指摘したが、その報告書をよく読むと、その記載は前頁にある。「問5 組織の収益について」なる項目がそれで、前月号記事の記載通りの「収入が上回った」165組織（46%）、「収支トントン」157組織（44%）、「支出が上回った」37組織（10%）の記述だ。

県農業会議に「損益状況について

の記載がないのは、どうして」と疑問をぶつけるところ、担当者は「県との協議会でそうなった」と説明してきたのを損益状況についても県との協議で記載しなかったものと取り違えた。報告書を精査しておれば、こんな間違いは起きなかった。その部分だけを訂正しておきたい。

### ヒントをくれた課長答弁

損益状況についての協議ではないとしたら、何を記載しないことを決めたのか。その疑念はつきまじった。

その報告書に何回も目を通して見ると、彼らが協議した内容が、何となく思い浮かんできた。「支出が上

回った」赤字の組織を少なく見せるため、県担い手担当課が「収支トントン」の項目に入れてしまうよう指示したという疑いである。もしこれが事実としたら、世間では、これを偽装工作と呼ぶ。

県担い手担当課の千田牧夫課長に質問をぶつけてみようと思ったが、諦めた。彼の取材を受ける態度から、いくら質問しても無駄だと判断した。「集落営農組織には、多額の税金が投入されている。納税者の1人としてチェックしたい」と説明したところ、「岩手県民税を払っているのか」と逆襲されてしまった。岩手県の自主財源が4割を切り、残りを地方交付税や国庫支出金などに依存していることを承知の上での発言なのだろうか。挙げ句の果てに、「そんなに話を聞きたければ、電話ではなく盛岡までやってきたらどうか」と筆者を挑発してきた。これには「すぐ、行く」と即答してやった。

千田課長に挑発されたわけでもないが、今月号は、農協組織と結託して推進してきた岩手県の集落営農組

てきた。

「(マニュアルが作成された)その時は、残念ながら、今の部署(担い手対策課)にはいなかったもので、承知していない」

この不自然な受け答えが、筆者の疑念をさらにかき立ててくれた。これだけ決算書のことに触れたがらないのは、絶対に何かあると直感したのだ。多額の補助金を受けていながら、決算書すら作っていない。公金を扱う組織としては落第点で、その分なら納税申告もしていないのではないかと連想したのである。

連想を助けてくれたのは、筆者の耳に届いていた、いくつかの現場情報である。その代表的なものを紹介してみよう。

現場情報1「決算書、そんなの見たこともないよ。60や70の爺さんに、貸借対照表とか損益計算書とかいってもチンパンカンパンだよ。それに儲かってもない組織で、そもそも決算書なんて作れるのかね」

現場情報2「地域のボスのような者が、勝手に決算書のようなものを作成しているようだが、構成員の農家にはチラッと見せるだけで、農家が持ち帰ったり、コピーしたりするのを厳禁にしている」

現場情報3「集落営農には隠し金があるという噂だよ。農家に配当を

払わないで組織が利益の大半を積立金とか繰越金とか勝手な名目を付けて隠しているというのだ。あいつら補助金をもらっただけもらって払うべきものを払っていないぞ」

現場情報4「集落営農組織に参加している農家は、納税申告の際、営農にかかる費用を個人と組織の両方につけて税金の一部を免れている」

現場情報5「農家は裏に回ったら、あんなの入って損させられたって集落営農組織の悪口ばかりだよ。行政と農協がうまくいって仕組んでいるから、組織から抜けようにも抜けられないんだ」

## 頭隠つて尻隠れずの調査

集落営農組織の脱税行為を立証するのは、さほど難しくはない。農水省の公表資料からでも、状況証拠程度のものは簡単に見つけることはできる。筆者が着目したのは、農水省統計部による「集落営農活動実態調査結果の概要」(以下、「調査結果の概要」と略す)という資料である。

そこに「財務諸表の整備状況、納税の申告方法」という項目がある。統計部センサス統計室の矢野哲男室長に統計方法を聞いてみた。岩手県内563組織のうち87組織を統計部が任意に抽出して調査したという説明が戻ってきた。俗にいうサンプル

調査である。この程度のサンプル数なら、ある程度の傾向分析には役立つと判断した。

残念なことは、都道府県ごとの数字が公表されず、ブロックごとの数字しかないことだ。その理由について矢野室長は、「集落営農活動実態調査は、すべてを対象にした全数調査ではないので、都道府県ごとの数字は公表しない」と説明していたが、その根拠は示さなかった。

仕方がないのでブロックごとの数字を参考にすることにした。東北地方という括りでの数字なら、岩手の集落営農組織の実情を十分につかめると判断したのである。

集落営農組織の脱税疑惑をひよんなことから発見した。3年間の「調査結果の概要」に目を通していた時に、09と10年版にはあった「納税の申告方法」の項目が抜け落ちていて、その代わり、最新の11年版に「経理実務の体制別集落営農数割合(複数回答)」という項目が加わっていたことに気がついた。

その場で「財務諸表の整備状況はあるけど、納税の申告方法がない」と指摘したところ、矢野室長は慌てるだけで要領を得た説明はなかった。その抜け落ちた理由が気になった。筆者なりに理由を考えるべく、あらためて3年間の「調査結果の概

要」を並べて比較していると、統計部が質問事項を入れ替えていた理由を見抜くことができた。「財務諸表の整備状況」の数字が年々落ちていた、その調査結果に統計部が愕然としたのである。そこで、新たな質問項目を付け加えて、その原因を探ろうとしたのである。

そこでの質問設定は、経理実務を誰が担当しているかを問うたもので、3つのカテゴリーがあつて、最初の「集落営農内で行なっている」との質問には、①「経理実務の実務経験のある者が行なっている」21・4%、②「実務経験はないが、簿記の知識のある者が行なっている」24・7%、③「関係機関等の助言・指導を受けながら行なっている」51・2%、④「その他」6・1%という結果が記載されていた。

2番目の「農協等の農業関係機関に任せている」は26・3%、3番目の「税理士・公認会計士等の農業関係機関以外に任せている」5・9%となっていた。

この質問設定をみていて、あらためて集落営農組織と農協の密着ぶりも再確認できた。③の「関係機関等」というのは、行政機関や農協のことを指し、実際は経理実務に長けている農協職員のことであろう。集落営農組織の8割近くが、農協の助けに

頼るゆがめられた構図が見事に浮かび上がっている。

## 経費の重複申告で税逃れ

集落営農組織には、任意組織と人格なき社団の2つの組織形態があり、岩手県の場合は、ほぼ前者の形態である。いずれも一元経理することが基本だ。収入は、戸別所得補償など補助金と農産物販売代金など。支出は、営農活動に伴う資機材購入や人件費などが、構成員農家が購入したもので一元経理に従って組織の支出に計上する。任意組織の場合は、収入が支出を上回った場合に出了利益は、すべて構成員農家に分配（配当）することになっている。

課税面の違いを整理しておきたい。任意組織は構成員課税となる。集落営農組織の利益はすべて構成員に分配されるという税務上のルールによるものだ。積立金や繰越金を計上した場合の扱いは微妙になる。積立金で非課税になるのは、農業機械購入のための積み立てなどに限定される。それ以外は利益の一部として課税対象となり、集落営農組織として納税申告しなければならぬのである。人格なき社団は、みなし法人

の団体（法人）課税で、法人税は収益事業に限定される。

ここで「現場情報3」に目を移していただきたい。筆者も、いくつかの決算書を見る機会があったが、驚いたのは、繰越金を出しながら、そのことを決算書に記載していない事例である。これを筆者が脱税と判定したのは、支出の租税負担金の項目に、それについての税金を納めた痕跡がなかったからだ。やはり「現場情報3」は正しいと確認できた。

前月号でも指摘したように、岩手に限らず集落営農組織の多くが赤字か、それに近い状況に陥っている。構成員農家に配当が出せないのだ。あるいは配当を出すことができて、当初約束していたよりもはるかに低い額だ。無配というケースも聞いた。耳を疑うのは、赤字に陥り、その補填を何の理由も示さずに構成員農家に押しつけたというケースも決して少なくはないことだ。その理め合わせではないが、構成員農家は、集落営農組織に経費として申告してある資機材費を、確定申告の際に自身の経費としても重複申告することもあると聞く。これは税法上の合算経理を悪用したもので、「現場情報4」は、このことを告発したものだ。経費の二重計上も脱税の一種と、農家は認識すべきだ。

集落営農組織の脱税疑惑にさらに迫ってみたい。何よりも状況証拠は、「財務諸表の整備状況」の調査結果である。調査結果では、「貸借対照表を整備している」の質問は、

「56・9」、「損益計算書を整備している」には、「63・0」の回答があった。実に4割もの集落営農組織が貸借対照表や損益計算書を作成していないことが、これで裏付けられた。

この組織は、構成員農家が国から受け取る戸別所得補償を扱う。その資金の流れは、構成員農家の誰もがチェックできる態勢でなくてはならない。それには損益計算書だけでなく、資金の流れを示す貸借対照表の作成は、基本中の基本である。これを整備していないということは、うがった見方をすれば、脱税の痕跡を消すようなものである。

## 若者も見捨てる岩手農業

最後に、岩手県の千田課長に再び登場を願おう。彼は、筆者の質問へのらりくらりとかわしながら、終始一貫して「集落営農組織がなければ、岩手の農業は成り立たない」と言い張ってきた。岩手県庁に取材した折、「集落営農組織が岩手の農業のためになるというのなら、それは農業産出高の数字に反映されているはずですよ。でもお隣の青森県と比較し

てみたら、産出高の落ち込みがひどく、岩手の農業の足を引っ張っているようですよ」と指摘してやった。これには「秋田県よりはましですよ」と何のてらいもなく答えた。

岩手県が農協と結託、御用マスコミ（岩手日報）を動員して展開した集落営農組織はその多くが破綻の淵にある。その集落営農組織の犠牲者にさせられた真面目な岩手県農民の声なき声を千田課長の耳に届けてやりたいと思う。

簿記のイロハも理解できないばかりか、農機具も満足に操れない集落のボスの存在の老人層が組織を牛耳っていて、生活苦に喘ぐ構成員農家が受け取る戸別所得補償の一部を掠め取り、肥料農薬の購入やコメの販売などを通じて、その一部を農協組織に上納させている。この連中には補助金をもらうことだけを考えて国に税金を納めようという考えは微塵もない。しかも、この連中による農地貸し剥がしがあっても見て見ぬふりだ。こんな無体な組織を野放しにしているからこそ、岩手県では、多くの若者が農業現場から去っていき、地域全体も暗くなっている。組織ぐるみで脱税を繰り返す岩手県の集落営農組織に、いかなる名目の補助金もびた一文渡してはならない。